

監査監第1977号
令和7年12月26日

さいたま市長 清水勇人様
さいたま市議会議長 伊藤仕様

さいたま市監査委員 井山剛之
同 工藤道弘
同 阪本克己
同 金井康博

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書の
提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（公の施設の指定
管理者）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、
別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象施設

さいたま市大崎むつみの里

(2) 指定管理者

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(3) 施設所管課

福祉局 障害福祉部 障害政策課

(4) 対象事務

管理業務に係る出納その他の事務の執行について（令和6年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 施設所管課

ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が

働くものとなっているか。

- コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。
- サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- シ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

(2) 指定管理者

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- キ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ケ 指定管理者が出資団体である場合は、「第5節 財政援助団体等監査の着眼点」の「2 出資団体監査（2）事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。」を準用する。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、管理業務に係る会計経理及び施設の管理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象施設内

(2) 監査期間

令和7年8月4日（月）から令和7年12月23日（火）まで

6 監査の対象施設の概要

(1) 所在地

さいたま市緑区大字大崎37番地1

(2) 施設概要

さいたま市大崎むつみの里

敷地面積 5, 272. 00 m²

延床面積 4, 355. 96 m²

建物構造 大崎むつみの里第1事業所

鉄筋コンクリート造1階建て（実習センター）

鉄筋コンクリート造4階建て（大崎複合棟）

大崎むつみの里第2事業所

鉄筋コンクリート造1階建て（児童発達支援センター）

(3) 主な施設の内容

大崎むつみの里第1事業所

生活介護事業、自立（機能）訓練事業、自立（生活）訓練事業、

就労移行支援事業、就労継続支援B型事業

大崎むつみの里第2事業所

児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業

施設共通

特定相談支援事業、障害児相談支援事業、給食の提供、

その他運営に必要な業務

7 指定管理業務の範囲

社会福祉施設運営、安全衛生管理、情報管理、施設・物品の維持管理、設備の保守、清掃等

8 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

9 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から8までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が当該管理業務の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 福祉局 障害福祉部 障害政策課

(ア) さいたま市大崎むつみの里の管理に関する年度協定書第3条第3項によると、毎月の業務について、基本協定書第25条に定める定期報告に基づき確認した後、当該請求を受けた日から起算して30日以内に指定管理料を支払うとされている。

しかし、定期報告書の確認前に指定管理料の支払に係る決裁を受けているものが散見されたので、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) さいたま市大崎むつみの里の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第25条によると、定期報告における報告事項の1つとして「本施設の点検の実施状況に関する事項」を報告するものとするとされている。

しかし、定期報告において、「本施設の点検の実施状況に関する事項」が報告されていないにもかかわらず、報告内容の確認を怠り、指定管理者に対して必要な指導を行っていないかったので、適正な事務処理を行うべきである。

イ 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(ア) 基本協定書第25条によると、定期報告における報告事項の1つとして「本施設の点検の実施状況に関する事項」を報告するものとするとされる。

しかし、定期報告において、「本施設の点検の実施状況に関する事項」を報告していなかったので、適正な事務処理を行うべきである。

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号によると、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、委託契約は書面により行うこととされている。

しかし、契約期間が満了していたにもかかわらず、新たな契約を締結することなく、産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託しているものがあったので、適正な事務処理を行うべきである。

(ウ) 基本協定書第23条によると、指定管理者が管理業務において購入又は調達した備品（Ⅱ種）はさいたま市に帰属するものとし、指定管理者の負担により指定管理者の所有に属する備品（Ⅲ種）とは別に管理するものとするところとされている。

しかし、備品（Ⅱ種）と備品（Ⅲ種）が区分して管理されていなかったので、適正な事務処理を行うべきである。

(エ) 指定管理業務に係る収支報告において、指定管理業務とさいたま市社会福祉事業団が受託及び運営している事業に係る業務を兼務している職員の人事費について、按分することなく、全額を指定管理業務の人事費として計上していたので、適正な事務処理を行うべきである。